

宇佐市移住支援金交付要綱

令和2年3月19日
宇佐市告示第60号

改正 令和3年4月30日宇佐市告示第157号
令和4年3月31日宇佐市告示第106号
令和5年3月30日宇佐市告示第99号
令和5年3月31日宇佐市告示第110号
令和6年3月27日宇佐市告示第119号
令和7年4月22日宇佐市告示第172号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び宇佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、宇佐市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、大分県外から宇佐市に移住し、就職又は起業等に至った場合に、予算の範囲内において宇佐市移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、大分県移住支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、宇佐市補助金等交付規則（平成17年宇佐市規則第33号。）、その他の法令の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (2) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。ただし、東京23区を除く。
- (3) 条件不利益地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。

(交付要件)

第3条 支援金の交付対象要件は、次の第1号の要件を満たすもののうち、第2号又は第3号のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 移住等に関する要件 次のア、イ、ウ及びエに掲げる事項のすべてに該当すること。
 - ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
 - (ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をし、かつ、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができるものとし、就職前に東京23区内の大学等へ通学していた者（東京23区内の企業等へ就職した者に限る。）にあっては、当該通学期間を通勤の期間に含むことができるものとする。）。
 - (イ) 住民票を移す直前の5年の間に大分県内に住所を有していなかった者のうち、申請時の

属する年度の4月1日時点において申請者が39歳以下若しくは18歳未満の世帯員を帯同して移住する者（ア）を除く。）。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項のすべてに該当すること。

（ア） 支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

（イ） 支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ 世帯に関する要件 単身世帯又は次に掲げる事項のすべてに該当する2人以上の世帯であること。

（ア） 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。

（イ） 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。

（ウ） 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも支援金の申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

（エ） 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

エ その他移住等の要件 次に掲げる事項のすべてに該当すること。

（ア） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ） 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ） 本事業以外に、大分県への移住に係る引越費用に対して補助金又は奨励金の交付を受けていないこと。

（エ） その他大分県知事又は市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（2） 就職に関する要件 次のアからエに掲げる区分に応じて、それぞれ定める要件に該当すること。

ア 一般の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 大分県マッチング支援事業実施要領に基づき、支援金の対象となる求人情報を掲載するサイトにおいて、当該求人が掲載された日以降に当該求人へ応募し、就業していること。

（イ） 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

（ウ） 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

（エ） 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

（オ） 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の要件 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア） 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(イ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(ウ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(エ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(ウ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

エ 本事業における関係人口に関する要件 次の(ア)、(イ)に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 支給対象者の条件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(a) 宇佐市の移住体験ツアーやお試し移住施設を利用し、市内に一定期間以上滞在した者

(b) 地域の課題解決に資する取組に参加していることを市町村が認め、証明できる者

(イ) 地域の担い手確保の要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(a) 農林水産業に従事する者

(b) 医療・介護・福祉分野に就業する者

(3) 起業に関する要件 大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領に定める起業支援事業に係る起業補助金の交付決定を受けていること。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、1世帯につき1,000千円とする。ただし、単身世帯の場合は、600千円とする。

2 令和6年4月1日以降に18歳未満の世帯員（申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の世帯員をいう。以下同じ。）を帯同して移住をした場合の支援金の額は、前項の額に18歳未満の世帯員1人につき300千円を加算した額とする。ただし、当該加算する額は1世帯につき600千円を上限とする。

3 支援金は同一世帯に対して1回に限り交付する。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇佐市移住支援金交付申請書（様式第1号）に、必要書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに宇佐市移住支援金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

2 審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(事業着手届、事業完了届及び完了検査の省略)

第7条 支援金は、規則第9条ただし書及び第11条ただし書に規定する市長が必要のないと認める補助金等とする。

(支援金の交付)

第8条 申請者は、前条の通知を受けてから当該申請を行った年度の2月末までに宇佐市移住支援金交付請求書(様式第7号)により、市長に支援金を請求しなければならない。

(報告及び立入調査)

第9条 大分県知事及び市長は、大分県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、大分県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合、当該区分に応じて支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、大分県及び宇佐市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還 次に掲げるいずれかに該当する場合

ア 支援金の申請に当たって、虚偽の申請等をしたことが判明した場合

イ 支援金の申請日から3年未満に支援金を受給した宇佐市から転出した場合

ウ 支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 宇佐市移住支援金交付要綱又は大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 支援金の申請日から3年以上5年以内に宇佐市以外の市区町村に転出した場合
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、大分県と宇佐市が協議して定める。

附 則

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

2 この告示の施行後3年ごとに、この支援金のあり方、必要性等について必要な見直しを行うものとする。

附 則(令和3年4月30日宇佐市告示第157号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日宇佐市告示第106号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(宇佐市居住支援金交付要綱の廃止)

2 宇佐市居住支援金交付要綱(令和2年宇佐市告示第61号)は、廃止する。

附 則(令和5年3月30日宇佐市告示第99号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日宇佐市告示第110号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日宇佐市告示第119号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 22 日宇佐市告示第 172 号）
この告示は、公示の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

宇佐市長

宛て

【申請者】

住 所 〒 —

氏 名

電話番号 — —

宇佐市移住支援金交付申請書

年度において、宇佐市移住支援金の交付を受けたいので、宇佐市移住支援金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1. 交付申請額

_____ 円

2. 添付書類

- (1) 移住実績報告書（様式第 2 号）
- (2) 移住支援金に関する誓約書（様式第 3 号）
- (3) 移住支援金に関する同意書（様式第 4 号）
- (4) 写真付き身分証明書の写し（写真がない場合は、公的機関が発行する公的証明書の写し又はそれに準ずるものとして市長が認めるもの。）
- (5) 住民票の写し（世帯全員分）
- (6) 戸籍の附票の写し等（世帯全員分、移住元に関する要件を確認する必要がある場合に限る。）
- (7) 移住元で就業していた法人等の退職証明書等又は雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（離職票等）（東京圏に在住し、東京 23 区の法人等で 5 年以上勤務していた者に限る。）
- (8) 開業届出済証明書その他移住元での事業所等の所在地を確認できる書類又は個人事業等の納税証明書その他移住元での事業所等の開設期間を確認できる書類（東京圏に在住し、東京 23 区で法人経営者又は個人事業主であった者に限る。）
- (9) 就業証明書（様式第 5 号）（就業に係る要件に該当する場合に限る。）
- (10) 起業補助金の交付決定書の写し（起業に係る要件に該当する場合に限る。）

様式第2号（第5条関係）

移住実績報告書

申請者	フリガナ		性別	生年月日		
	氏名			年	月	日
移住前住所						
転入日		年 月 日				
移住先での就労形態		☐ 就業（法人等名称： ） ☐ 専門人材 ☐ テレワーク ☐ 関係人口 ☐ 起業				
世帯構成		☐ 単身世帯 ☐ 2名以上の世帯				
世帯員氏名 （申請者を除く）						
東京23区内にある法人等の在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載（該当者のみ）	勤務先	所在地		在職期間		
				年 月 日から 年 月 日まで		
				年 月 日から 年 月 日まで		
				年 月 日から 年 月 日まで		
				年 月 日から 年 月 日まで		
				年 月 日から 年 月 日まで		

年 月 日

宇佐市長

宛て

【申請者】

住 所

氏 名

移住支援金に関する誓約書

宇佐市移住支援金の交付申請にあたり、私及び同居の家族は下記事項について誓約します。

1. 申請日から5年以上宇佐市に定住し、かつ就業又は起業した事業を続けていきます。
2. 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
3. 大分県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、大分県及び宇佐市から求められた場合には、それに応じます。
4. 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者とは3親等以内の親族ではありません(就業した場合に限る)。
5. 以下の場合には、県実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 支援金の申請に当たって、虚偽の申請等をしたことが判明した場合：全額
 - (2) 支援金の申請日から3年未満に宇佐市外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 宇佐市移住支援金交付要綱又は大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 支援金の申請日から3年以上5年以内に宇佐市以外の市区町村に転出した場合：半額

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

宇佐市長

宛て

【申請者】

住 所 _____

氏 名 _____

移住支援金に関する同意書

大分県及び宇佐市は、大分県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、大分県及び宇佐市が定める個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用することに同意します。

また、大分県及び宇佐市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合も併せて同意します。

様式第5号の1（第5条関係）

年 月 日

宇佐市長

宛て

【給与支払者等】

住 所 〒

法人等名

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（移住支援金の申請書用）

下記の通り相違ないことを証明します。

記

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所	
勤 務 先 所 在 地	
勤 務 先 電 話 番 号	
就 業 年 月 日	
応 募 受 付 年 月 日	
雇 用 形 態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ＊マッチングサイト掲載求人の場合	3 親等以内の親族に該当しない
＊プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

大分県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、大分県及び宇佐市の求めに応じて、同大分県及び宇佐市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第 5 号の 2（第 5 条関係）

年 月 日

宇佐市長 宛て

【給与支払者等】

住 所 〒 —

法人等名

代表者名

電話番号 — —

担当者

就業証明書（移住支援金の申請書用）

下記の通り相違ないことを証明します。

記

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所 （ 移 住 前 ）	
勤 務 者 住 所 （ 移 住 後 ）	
勤務先部署の所在地	
勤 務 先 電 話 番 号	
移 住 の 意 思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク 交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

大分県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、大分県及び宇佐市の求めに応じて、同大分県及び宇佐市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第 号
年 月 日

様

宇佐市長

印

宇佐市移住支援金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度宇佐市移住支援金について、下記のとおり交付（不交付）決定したので通知します。

記

1. 移住支援金の交付決定額

金 円

2. 不交付の理由（不交付の場合）

（備考）

- 1 宇佐市は、大分県移住支援事業実施要領の規定に基づき、以下の場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・支援金の申請に当たって、虚偽の申請等をしたことが判明した場合：全額
 - ・支援金の申請日から 3 年未満に宇佐市外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・宇佐市移住支援金交付要綱又は大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - ・支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に宇佐市以外の市区町村に転出した場合：半額
 - 2 大分県及び宇佐市は、大分県移住支援事業実施要領の規定に基づき、大分県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考 1 に定める返還請求を行う場合があります。
 - 3 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
 - 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ※ 大分県移住支援事業実施要領第 4（1）①（ア）移住元に関する要件を満たさない場合については、備考 3、4 の文言を削除する。

様式第 7 号（第 8 条関係）

年 月 日

宇佐市長 宛て

住 所

氏 名

宇佐市移住支援金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました 年度宇佐市移住支援金について、宇佐市移住支援金交付要綱第 8 条の規定により下記のとおり請求します。

記

1. 支援金の請求の額

金 円

2. 添付書類

宇佐市移住支援金交付決定通知書の写し

3. 振込先

フリガナ																
口座名義																
金融機関名						支店名										
種 別	普通・当座・その他					口座番号										
株式会社ゆうちょ銀行	記号						番号									
	店番						種別	普通 ・当座 ・その他								